

指定障害福祉サービス事業者の指定の取消について

令和 7 年 4 月 21 日

沖縄県生活福祉部障害福祉課

県は、令和 7 年 4 月 18 日付け通知により下記の障害福祉サービス事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号、以下「法」という。）第 50 条第 1 項第 5 号、第 6 号及び第 9 号の規定に基づく指定の取消しを行った。

記

1 指定取消の内容

法人名	株式会社 Agoora
代表者名	代表取締役 阿部 智生
事業所名	奏・GH うるま天願 A
事業所所在地	沖縄県うるま市天願 137 番 A
事業所番号	4721300285
指定年月日	令和 5 年 8 月 1 日
サービスの種類	共同生活援助

2 指定取消年月日 令和 7 年 7 月 31 日

3 指定取消の理由

- (1) 共同生活住居の 1 つである奏・GH 北谷アラハサンセットの運営を別法人に一任しているため、管理者が当該住居に係る従業者及び業務の管理を行っておらず、サービス管理責任者が当該住居に係る利用者の個別支援計画の作成を行っていないなど、沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年条例第 29 号）及び同条例施行規則（平成 25 年規則第 58 号）に従って適正な運営をしていない。（法第 50 条第 1 項第 5 号に該当）
- (2) 医療連携体制加算（Ⅶ）について、指定時から監査が実施されるまでの間、加算の要件を満たしていないにもかかわらず、要件を満たしているものとして当該加算の請求を行った。（法第 50 条第 1 項第 6 号に該当）
- (3) 夜間支援等体制加算（Ⅰ）について、指定時から監査が実施されるまでの間、夜間支援従事者の支援の内容が加算の要件を満たしていな

いにも関わらず、要件を満たしているものとして当該加算の請求を行った。また、夜間支援従事者の配置の実態が共同生活住居の1つである奏・GHうるま天願A、奏・GHうるま天願B及び奏・GHうるま天願Cで計1名、奏・GH北谷アラハサンセットで1名であったにも関わらず、共同生活住居ごとに複数名の配置があったとして、実態と異なる過度な給付費の請求を行った。(法第50条第1項第6号に該当)

- (4) 指定時から監査が実施されるまでの間、世話人の配置の実態が人員基準を満たしていないにも関わらず、サービス提供職員欠如減算を適用することなく、人員基準を満たしているものとして、実態と異なる給付費の請求を行った。(法第50条第1項第6号に該当)
- (5) 指定時から監査が実施されるまでの間、サービス管理責任者が奏・GH北谷アラハサンセットの利用者の個別支援計画を作成していないにも関わらず、個別支援計画未作成減算を適用することなく、実態と異なる給付費の請求を行った。(法第50条第1項第6号に該当)
- (6) 指定障害福祉サービス事業所指定申請において、人員基準を満たすことを装うため、指定日から勤務する見込みのない従業者を配置するとして虚偽の申請を行い、指定を受けた。(法第50条第1項第9号に該当)

4 欠格事由該当者 阿部 智生

5 経済上の措置

支給決定を行った関係市町村が精査したうえで不正に受け取った訓練等給付費を確定し、法第8条第2項の規定に基づき当該訓練等給付費に100分の40を乗じて得た額を加算して事業者から返還を求める。